

船舶インシデント調査報告書

令和4年9月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	令和2年9月10日 15時30分ごろ
発生場所	山梨県山中湖村山中湖 10342二等水準点から真方位071° 1,650m付近 (概位 北緯35° 24.5′ 東経138° 52.6′)
インシデントの概要	旅客船（水陸両用バス）KABA2は、山中湖に入水する際、バスのアクセルペダルが戻らなくなり、安全が阻害された。
インシデント調査の経過	令和4年5月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船（水陸両用バス） KABA2、11トン 116-757山梨、富士急バス株式会社（船舶所有者）、富士汽船株式会社（運航管理会社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風 静穏、視界 良好 水象：湖上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び添乗員が乗り組み、旅客2人を乗せ、山中湖スプラッシュツアーと称する山中湖遊覧の目的で、山中湖村所在のバスターミナルを出発し、山中湖南岸に設置された湖中に延びるスロープ（以下「本件スロープ」という。）に向かった。</p> <p>本船は、乗降扉を開放したまま走行することを避ける目的で、バスのアクセルペダルの下部に、乗降扉を閉鎖すると解除される棒状のストッパーを設けており、乗降扉が開放されている場合は、ストッパーがアクセルペダルに当たり、アクセルペダルを踏めない構造としていた。</p> <p>本船は、本件スロープの水際から約50m離れた陸上側に到着し、船舶の主機を始動したのち、船長が、旅客に水しぶきが上がる場所を見せようと、アクセルペダルを踏み込んで本件スロープを駆け下りたところ、アクセルペダルがストッパーの下に潜り込み、アクセルペダルが戻らなくなった。</p> <p>船長は、湖面に浮上したのち、本船のアクセルペダルの制御システムを知らなかったため、アクセルペダルが戻らないことによりどのように対応していいかわからず、運航を中止して引き返すこととし、バスのクラッチを中立にして左舵を取って旋回を始めた。</p> <p>船長は、バスの機関が高回転で回り、機関音が大きかったので、船</p>

	<p>船の主機の回転数を上げることをためらい、ふだんより低回転で船舶の主機を使用し、本船がゆっくりとしか旋回しなかったため舵も故障したと思い、旋回を停止して無線で運航管理会社に救援を要請した。</p> <p>本船は、乗客をバスの非常口から来援した伝馬船に移乗させたのち、船長がアクセルペダルの上となったストッパーに気付き、ストッパーを外したところ、バスの機関の回転数が下がったので、自力で航走してバスターミナルに戻った。</p>
分析	<p>本船は、山中湖南岸から湖面に入水中、船長が、アクセルペダルを踏み込んで本件スロープを駆け下り、アクセルペダルがストッパーの下に潜り込んだ際、本船のアクセルペダルの制御システムを知らなかったことから、アクセルペダルを戻せずに運航を中止し、安全が阻害されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が山中湖南岸から湖面に入水中、船長が、アクセルペダルを踏み込んで本件スロープを駆け下り、アクセルペダルがストッパーの下に潜り込んだ際、本船のアクセルペダルの制御システムを知らなかったため、アクセルペダルを戻せずに運航を中止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>運航管理会社は、本インシデント後、次の改善措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスのアクセルペダル下部の棒状のストッパーの位置を前方に移設し、ストッパーの長さを長くした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水陸両用バスの船長は、乗り込む船舶の制御システムについて十分に把握しておくこと。 ・運航管理会社は、水陸両用バスの船長に対し、乗り組む船舶の制御システムについて、教育し、周知徹底を図ること。